



栃木県公報

令和3(2021)年
3月31日(水)
号外
第22号

目次

規 則

- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正…………… 2
- 栃木県都市公園条例施行規則の一部改正…………… 3
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正…………… 4

訓 令

- 栃木県庁議規程の一部改正…………… 8

監 査 委 員

- 栃木県監査委員事務局規程の一部改正…………… 8

規 則

栃木県規則第十四号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成十五年栃木県規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">X線透視検査装置</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円筒内形状測定機</td> <td style="text-align: center;">1時間につき 3,070円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター</p>	名 称	使 用 料	略		X線透視検査装置	略	円筒内形状測定機	1時間につき 3,070円	略		<p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">X線透視検査装置</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター</p>	名 称	使 用 料	略		X線透視検査装置	略	略	
名 称	使 用 料																		
略																			
X線透視検査装置	略																		
円筒内形状測定機	1時間につき 3,070円																		
略																			
名 称	使 用 料																		
略																			
X線透視検査装置	略																		
略																			

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
二軸混練押出機	略
略	

(2)~(7) 略
4・5 略

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
二軸混練押出機	略
略	

(2)~(7) 略
4・5 略

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県規則第十五号

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則(平成十五年栃木県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>1~8 略</p> <p>9 精密測定</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>田筒内形状測定</u></p> <p>イ <u>標準プローブによるもの</u></p> <p>(イ) <u>端部から十ミリメートルまで</u> 四千二百十円</p> <p>(ロ) <u>端部から十ミリメートルを超える場</u> <u>合は、その超える十ミリメートルまで</u> <u>ごとに</u> 九百十円</p> <p>ロ <u>小径プローブによるもの</u></p> <p>(イ) <u>端部から十ミリメートルまで</u> 五千九百二十円</p> <p>(ロ) <u>端部から十ミリメートルを超える場</u> <u>合は、その超える十ミリメートルまで</u> <u>ごとに</u> 千九百三十円</p> <p>ハ <u>測定データの解析</u></p> <p>(イ) <u>一試料につき形状の数が三まで</u> 八百五十円</p> <p>(ロ) <u>一試料につき形状の数が三を超える</u></p>	<p>別表</p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>1~8 略</p> <p>9 精密測定</p> <p>(1)~(4) 略</p>

<p>場合は、その超える形状の数三までと とに 七百九十円</p> <p>10 ～ 13 略</p> <p>二 ～ 四 略</p> <p>五 木質材料等試験手数料</p> <p>1 ～ 5 略</p> <p>6 キセノシウエザーメータによる耐候試験 (一サイクル二十時間を一件とする。)</p> <p>一万四千三百円</p> <p>7 ～ 13 略</p> <p>六 ～ 九 略</p> <p>栃木県産業技術センター繊維技術支援セン ター手数料細目表、栃木県産業技術センター 窯業技術支援センター手数料細目表 略</p>	<p>10 ～ 13 略</p> <p>二 ～ 四 略</p> <p>五 木質材料等試験手数料</p> <p>1 ～ 5 略</p> <p>6 キセノシウエザーメータによる耐候試験 (一サイクル二十時間を一件とする。)</p> <p>八千六百四十円</p> <p>7 ～ 13 略</p> <p>六 ～ 九 略</p> <p>栃木県産業技術センター繊維技術支援セン ター手数料細目表、栃木県産業技術センター 窯業技術支援センター手数料細目表 略</p>
--	--

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前に依頼がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。
(工業振興課)

栃木県規則第十六号

栃木県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県都市公園条例施行規則(昭和四十九年栃木県規則第十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(有料公園施設の利用の許可等の申請書)</p> <p>第六条 条例第七条第三項に規定する申請書の名称及び様式は次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>申請書の名称</th> <th>様式</th> </tr> <tr> <td>有料公園施設利用(使用)許可申請書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(許可証の交付)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し有料公園施設利用(使用)許可証(様式第十四号)又は有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号)を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で運動広場若しくは</p>	申請書の名称	様式	有料公園施設利用(使用)許可申請書	略	略		<p>(有料公園施設の利用の許可の申請書)</p> <p>第六条 条例第七条第三項に規定する申請書の名称及び様式は次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>申請書の名称</th> <th>様式</th> </tr> <tr> <td>有料公園施設利用許可申請書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(許可証の交付)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し有料公園施設利用許可証(様式第十四号)又は有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号)を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で運動広場</p>	申請書の名称	様式	有料公園施設利用許可申請書	略	略	
申請書の名称	様式												
有料公園施設利用(使用)許可申請書	略												
略													
申請書の名称	様式												
有料公園施設利用許可申請書	略												
略													

駐車場（栃木県総合運動公園の駐車場に限る。）
 を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、
 一万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、
 ハング・パラグライダー場（附属設備を含む。）、パークゴルフ場、
 グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、
 展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場（栃木県総合運動公園の駐車場を除く。）
 を利用しようとする者に対しては、利用券を交付するものとする。

を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、
 一万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、
 ハング・パラグライダー場（附属設備を含む。）、パークゴルフ場、
 グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、
 展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場
 を利用しようとする者に対しては、利用券を交付するものとする。

別表第1（第10条関係）

施設名	供用日	供用時間
1 栃木県総合運動公園の有料公園施設（駐車場に限る。）	1月4日から 12月28日まで	午前零時から 午後12時まで （1月4日にあつては午前 6時から午後12時まで、 12月28日にあつては午前零時 から午後9時30分まで）
2～22 略		

別表第1（第10条関係）

施設名	供用日	供用時間
1～21 略		

様式第八号中「有料公園施設利用許可申請書」を「有料公園施設利用（使用）許可申請書」に、「利用の許可」を「利用（使用）の許可」に、「利用料金」を「

使用料
利用料金

」に改める。

様式第十四号中「有料公園施設利用許可証」を「有料公園施設利用（使用）許可証」に、「の利用を」を「の利用（使用）を」に、「利用料金」を「

使用料
利用料金

」に改める。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県都市公園条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

（都市整備課）

栃木県規則第十七号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年栃木県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(省令第一条第一項の所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第二条 省令第一条第一項(省令第七条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>一 標準入力法・主要室入力法(法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)であつて、知事が指定するものをいう。)を用いて建築物エネルギー消費性能適合性判定(非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の使用に供する建築物以外の建築物に係るものに限る。)を行う場合にあつては、省令第一条第一項の計画書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し</p> <p>二 略</p>	<p>(省令第一条第一項の所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第一条 省令第一条第一項(省令第七条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>一 標準入力法・主要室入力法(法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)であつて、知事が指定するものをいう。)を用いて建築物エネルギー消費性能適合性判定(非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の使用に供する建築物以外の建築物に係るものに限る。)を行う場合にあつては、省令第一条第一項の計画書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し</p> <p>二 略</p>
<p>(省令第二十三条第一項の所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第八条 省令第二十三条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類(住宅品質確保法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の交付を受けた場合にあつては、当該書類</p> <p>一 前号に掲げる図書を省令第二十三条第一項の申請書に添付しない場合であつて、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。)を用いるものに限る。)を行う場合にあつては、省令第二十三条第一項の申請書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し</p> <p>三 略</p> <p>2 前項の規定は、省令第七条第一項に規定する知事が必要と認める図書について準用する。この場合において、前項第一号中「第三十五条第一項第</p>	<p>(省令第二十三条第一項の所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第八条 省令第二十三条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類(住宅品質確保法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の交付を受けた場合にあつては、当該書類</p> <p>一 前号に掲げる図書を省令第二十三条第一項の申請書に添付しない場合であつて、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。)を用いるものに限る。)を行う場合にあつては、省令第二十三条第一項の申請書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し</p> <p>三 略</p> <p>2 前項の規定は、省令第七条第一項に規定する知事が必要と認める図書について準用する。この場合において、前項第一号中「第三十条第一項第一</p>

「一号に掲げる基準」とあるのは、「第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」と読み替えるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知)

第九条 知事は、法第三十四条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合しないことを認めるとき、又は同条第四項において準用する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条第十四項の規定による通知書(同法第六条第一項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。))に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第十条 法第三十五条第二項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第一条第一項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本一通及び添付図書並びに建築基準法第六条第一項に規定する確認の申請書の正本一通及び副本二通を、知事に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ)

第十一条 法第三十四条第一項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下申出書(別記様式第五号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更への準用)

第十二条 第九条、第十条及び前条の規定は、法第三十六条第一項の認定について準用する。この場合において、第九条中「法第三十四条第一項」とあるのは「法第三十六条第一項」と、「法第三十五条第一項各号」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項各号」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第四項」と、第十条中「法第三十五条第二項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条

号」に掲げる基準」とあるのは、「第二条第三号」に規定する建築物エネルギー消費性能基準」と読み替えるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知)

第九条 知事は、法第二十九条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合しないことを認めるとき、又は同条第四項において準用する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条第十四項の規定による通知書(同法第六条第一項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。))に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第十条 法第三十条第二項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第一条第一項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本一通及び添付図書並びに建築基準法第六条第一項に規定する確認の申請書の正本一通及び副本二通を、知事に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ)

第十一条 法第二十九条第一項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下申出書(別記様式第五号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更への準用)

第十二条 第九条、第十条及び前条の規定は、法第三十一条第一項の認定について準用する。この場合において、第九条中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第三十一条第一項」と、「法第三十条第一項各号」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項各号」と、「同条第四項」とあるのは「第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、第十条中「法第三十条第二項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第

第二項」と、前条中「法第三十四条第一項の規定による認定」とあるのは「法第三十六条第一項の規定による変更の認定」と読み替えるものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況に関する報告)

第十三条 略

2 前項に規定するもののほか、認定建築主は、法第三十七条の規定により報告を求められた場合には、状況報告書(別記様式第七号)に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

(省令第三十条第一項の所管行政庁が必要と認める図書)

第十五条 省令第三十条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

一 略

二 前号に掲げる図書を省令第三十条第一項の申請書に添付しない場合であつて、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第四十一条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。))を用いるものに限る。))を行う場合にあつては、省令第三十条第一項の申請書の正本及び当該正本に添える省令第一条第一項の表に掲げる図書の写し

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知)

第十六条 知事は、法第四十一条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを認めたとときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ)

第十七条 法第四十一条第一項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下申出書(別記様式第九号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(基準適合認定建築物に係る報告)

第十八条 法第四十一条第二項の認定を受けた者

二項」と、前条中「法第二十九条第一項の規定による認定」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による変更の認定」と読み替えるものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況に関する報告)

第十三条 略

2 前項に規定するもののほか、認定建築主は、法第三十二条の規定により報告を求められた場合には、状況報告書(別記様式第七号)に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

(省令第三十条第一項の所管行政庁が必要と認める図書)

第十五条 省令第三十条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

一 略

二 前号に掲げる図書を省令第三十条第一項の申請書に添付しない場合であつて、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第三十六条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。))を用いるものに限る。))を行う場合にあつては、省令第三十条第一項の申請書の正本及び当該正本に添える省令第一条第一項の表に掲げる図書の写し

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知)

第十六条 知事は、法第三十六条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを認めたとときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ)

第十七条 法第三十六条第一項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下申出書(別記様式第九号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(基準適合認定建築物に係る報告)

第十八条 法第三十六条第二項の認定を受けた者

は、法第四十三条の規定により報告を求められた場合には、基準適合認定建築物報告書（別記様式第十号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

は、法第三十八条の規定により報告を求められた場合には、基準適合認定建築物報告書（別記様式第十号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(建築課)

訓 令

栃木県訓令第四号

本 庁
出先機関

栃木県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県庁議規程の一部を改正する訓令

栃木県庁議規程（昭和四十五年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(構成)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総合政策課長、デジタル戦略課長、市町村課長、地域振興課長、財政課長、広報課長及び東京事務所長並びに知事が必要と認める者は、庁議に出席するものとする。</p>	<p>(構成)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総合政策課長、市町村課長、地域振興課長、財政課長、広報課長及び東京事務所長並びに知事が必要と認める者は、庁議に出席するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(総合政策課)

訓 令

栃木県監査委員訓令第一号

栃木県監査委員事務局

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県監査委員

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

栃木県監査委員事務局規程（平成十二年栃木県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課及び担当の設置並びに課の事務)</p> <p>第二条 略</p>	<p>(課及び担当の設置並びに課の事務)</p> <p>第二条 略</p>

2 監査課は、次の事務をつかさどる。

一 九 略

十 内部統制評価報告書の審査に関すること。

十一 十八 略

2 監査課は、次の事務をつかさどる。

一 九 略

十 十七 略

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
